

島根労働局発表
平成27年4月30日

【照会先】

担	労働基準部健康安全課 課長 沖田秀之（内線5080） 課長補佐 藤原淳一（内線5083）
当	Tel 0852-31-1157

「安全衛生優良企業公表制度」を開始します

～平成27年6月から申請を受付します～

島根労働局（局長 古田宏昌（ふるた こうしょう））は、安全・健康で働きやすい職場環境をつくるために、平成27年6月から「安全衛生優良企業」の認定に係る申請の受付を開始します。

1 安全衛生優良企業公表制度とは

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業を「安全衛生優良企業」といい、この企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。

2 制度の背景

労働災害の防止や労働者の健康確保対策は、働く全ての人やその家族にとって大切なことですが、積極的に取り組む企業の認知度が高いとは言えない状況にあります。

このため、労働安全衛生対策をより広く認知してもらうこと及び安全衛生活動に積極的に取り組む企業を応援することを目的として本制度が作られました。

3 認定のメリット

- （1）認定を受けると厚生労働省HPに掲載され、認定マークを広報、商品に使用し、取引先や消費者に対してPRでき、企業のイメージ向上につながります。
- （2）健康・安全・働きやすい優良企業であることを求職者等にPRし他の企業との差別化を図ることができます。
- （3）労働安全衛生水準の取組レベルが高いことを示すことになり、社員の働く意欲や生産性を向上させることにつながります。

4 認定を受けるための申請方法等（別添）